

仕 様 書

1 件名

生野区社協 電話機器等の購入及び通信回線等の改修工事

2 履行場所

大阪市生野区勝山北 3-13-20

大阪市生野区在宅サービスセンター内 2階 生活福祉資金・フォローアップ支援事業
事務室

※以降、「2階生活福祉資金・フォローアップ室」と記載

3 履行期間（履行期限）

契約日～11月30日まで

4 作業内容

（1）電話機器の購入（新設2台分）及び設置

台数：5台（2台新設、3台移設）

※新設の2台は「IWATSU NW-24KT（WHT）」の納品及び設置。

※移設の3台は現在1階事務室で使用分の移設。

※電話配線も新たに引き直し。

（2）電話交換機主装置への増設

多機能電話機8台接続ユニット「IWATSU NW-8PSUB」1台を現在使用の電話
交換機主装置に増設。

（3）電話機器の設定

電話機2台の新設、3台の移設（電話回線1chの増設）に伴う主装置プログラ
ムデータ等の設定等。

（4）LANケーブルの配線

1階事務室より、2系統のLANケーブルを2階生活福祉資金・フォローアップ室
内に配線。終端はLANコンセントボックス（2口）で設置。

5 内容

- （1） 本業務は、契約書・仕様書に基づき履行すること。
- （2） 作業は平日を基本とし、9：00～17：30 とする。作業にあたっては事前に担当
職員と調整のこと。
- （3） 万一作業中に当協議会の所有物または共有部分に破損を生じた際には、速やか
に当協議会担当責任者に報告の上受注者の責任で原状回復を行うこと。
- （4） すべての作業が終了するまでの間、進捗状況に応じて片付け及び清掃を行うこ
と。

- (5) 受注者は作業完了に関する工事完了報告書（実施日、施工前、施工中、施工後写真等掲載）を提出すること。

6 その他

現地の下見

入札前に現地調査を必須とし、現状を確認し工事の内容説明を受けること。疑義が生じた際は担当者からの説明を受けること。

7 工事における保証期間

- ・本件補修工事に関する保証期間は、引渡し後6カ月間とすること。
- ・不備が生じた際には原因を精査し、工事手法等に原因がある場合は無償で交換や修繕を行うこと。交換作業に関わる費用は受注者負担とする。

8 担当者

社会福祉法人

大阪市生野区社会福祉協議会（担当：山田 雅茂）

所在地 大阪市生野区勝山北3-13-20

電 話 06-6712-3101

F A X 06-6712-3001

M a i l iku-kanri@juno.ocn.ne.jp